

令和5年2月定例会 防災・感染症対策特別委員会（付託）

令和5年3月1日（水）

〔委員会の概要〕

大塚委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【説明事項】

○提出案件について（説明資料（その3））

【報告事項】

○県内の新型コロナウイルス感染状況について（資料1）

○新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）

○卒業式におけるマスクの取扱いについて（資料3）

谷本政策監補兼危機管理環境部長

それでは、今定例会に追加提出をいたしております防災・感染症対策関係の案件につきまして、防災・感染症対策特別委員会説明資料(その3)により御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係につきまして、御説明を申し上げ、引き続き、各所管部から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

1 ページを御覧ください。一般会計の総括でございます。

補正予算額は、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり、120億9,993万6,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で906億9,946万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理環境部関係につきまして、総括表の一番上、左から3列目の欄に記載のとおり、4,312万4,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で12億2,022万1,000円となっております。

2 ページを御覧ください。部別主要事項説明についてでございます。

まず、危機管理政策課におきまして、防災総務費の摘要欄①、防災センター運営費については、地震体験車の修理に要する経費の増額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、合計で86万2,000円の増額をお願いしております。

とくしまゼロ作戦課におきまして、防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費につきましては、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、合計で1,766万7,000円の減額をお願いしております。

消防保安課におきまして、防災総務費の摘要欄①、航空消防防災体制運営費につきまし

ては、消防防災ヘリコプターの修理に要する増額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、合計で4,544万5,000円の増額をお願いしております。

安全衛生課におきまして、環境衛生指導費の摘要欄①、国庫返納金につきましては、生活衛生関係営業継続応援事業の精算による不用額の返納に要する経費として1,448万4,000円の増額をお願いしております。

16ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載しております。

とくしまゼロ作戦課の防災対策指導費につきましては、市町村が実施する事業で、新型コロナウイルス感染症の影響による資材不足のため、年度内の事業完了が困難となったことから1,533万円の繰越しをお願いするものであります。なお、当該事業につきましては、早期の完成に努めてまいります。

危機管理環境部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際2点、御報告いたします。

資料1を御覧ください。県内の新型コロナウイルス感染症についてでございます。

去る2月7日に、とくしまアラートを最も低いレベル1・感染小康期へと引き下げたところであり、その後も新規感染者数が安定的に減少するなど、県内の感染状況は、落ち着きを取り戻しております。

5月8日からの5類感染症への移行を見据え、国の動向を注視しつつ、今後も気を緩めることなく、感染防止対策と社会経済活動の回復に、全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る各種施策2月27日時点の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援につきましては、2万1,908名の検査を終え、これまでに99名の陽性を確認しております。前回の委員会で御報告させていただいた以降、新たに1名の陽性を確認しております。

次に、2、飲食店に対する抗原定性検査につきましては、延べ1,973店舗からお申込みを頂き、コロナ対策三ツ星店は、791店舗となっております。なお、これらの検査支援につきましては、進学や就職等で人の移動が活発となることから、3月末まで延長しております。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしく御願いいたします。

鎌村感染症・疾病予防統括監

2月定例会に追加提出いたしました保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの説明資料（その3）、1ページを御覧ください。

総括表の上から2段目、左から3列目、補正額の欄に記載のとおり、合計で33億9,117万2,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で389億6,437万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページを御覧ください。部別主要事項説明ですが、今回の補正の概要について、順次、御説明させていただきます。

まず、保健福祉政策課でございます。1段目の社会福祉総務費におきまして、福祉避難

所の資機材整備や運営訓練に対する市町村補助等が、当初の見込みを下回ったことなどから、合計欄に記載のとおり、749万5,000円の減額をお願いするものです。

次に医療政策課でございます。医務費におきまして、医療従事者に対し、特殊勤務手当相当分を支払った医療機関に対する支援に係る経費が、当初の見込みを上回ったことなどから、合計欄に記載のとおり、6,980万6,000円の増額をお願いするものです。

次に健康づくり課でございます。3段目の精神衛生費におきまして、院内感染が発生した医療機関への支援に係る経費が、当初の見込みを下回ったことなどから、合計欄に記載のとおり、1,401万2,000円の減額をお願いするものです。

次に感染症対策課でございます。予防費におきまして、徳島県立保健製薬環境センターや医療機関等での行政検査に係る経費が、当初の見込みを下回ったことなどから、合計欄に記載のとおり、1億4,865万7,000円の減額をお願いするものです。

4ページを御覧ください。ワクチン・入院調整課でございます。

3段目の医務費におきまして、入院病床や軽症者等の療養体制の確保に係る経費が、当初の見込みを上回ったことなどにより、合計欄に記載のとおり、25億1,076万2,000円の増額をお願いするものです。

次に薬務課でございます。薬務費におきまして、薬局等での無料検査に要する経費が、当初の見込みを上回ったことなどにより、合計欄に記載のとおり、9,706万円の増額をお願いするものです。

次に長寿いきがい課でございます。1段目の老人福祉費におきまして、感染者が発生した介護サービス施設等のサービス継続に必要となる掛かり増し経費などの支援に要する経費が、当初の見込みを上回ったことなどから、合計欄に記載のとおり、8億1,802万円の増額をお願いするものです。

次に障がい福祉課でございます。障がい者福祉費におきまして、感染者が発生した障がい福祉サービス事業所等のサービス継続に必要となる掛かり増し経費への支援に要する経費が、当初の見込みを上回ったことなどにより、合計欄に記載のとおり、6,568万8,000円の増額をお願いするものです。

ページを飛ばしまして、17ページと18ページは、それぞれ繰越明許費の追加と変更をお願いするもので、繰越予定額につきましては、表に記載のとおりでございます。

追加提出案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

梅田商工労働観光部長

今定例会に追加提出させていただいております案件につきまして、御説明させていただきます。

お手元の説明資料（その3）の1ページをお願いいたします。商工労働観光部の令和4年度一般会計におきまして、補正額欄の3段目に記載のとおり、830万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は37億838万円となります。

5ページを御覧ください。主要事項について御説明いたします。

3段目の企業支援課における、金融対策費摘要欄①のア、新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金積立金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金の繰上償還に

伴う事業者からの信用保証料の返還金を基金に積み立て、次年度以降の補助に活用するための経費として830万円の増額をお願いしております。

商工労働観光部におきまして、今定例会に追加提出しております案件につきましては以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

平井農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料（その3）のまず1ページでございます。

歳入歳出予算の総括表のうち、農林水産部の一般会計につきまして、補正額欄の上から4段目に記載のとおり32億8,267万2,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は103億4,985万8,000円となっております。

次に6ページでございます。課別の主要事項につきまして、まず畜産振興課でございます。1段目の家畜保健衛生費では、事業費の確定によりまして、49万5,000円の減額をお願いしております。

次に水産振興課でございます。1段目の水産業振興費では、国庫補助事業費の確定により、1,000万円の減額をお願いしております。

次に農山漁村振興課でございます。1段目の土地改良費では、事業費の確定による補正など、合計で2,279万円の減額をお願いしております。

次に7ページでございます。生産基盤課でございまして、5段目の農地及び農業用施設災害復旧費では、災害が少なかったことによる減額など、合計で15億1,207万5,000円の減額をお願いしております。

次に8ページでございます。森林整備課でございまして、3段目の災害林道復旧費では、災害が少なかったことによる減額など、合計で17億3,731万2,000円の減額をお願いしております。

次に19ページを御覧いただければと存じます。繰越明許費の変更でございます。

これまでに御承認いただきました事業のうち、農山漁村振興課の地籍調査費から森林整備課の現年発生治山施設災害復旧事業費まで、3課7事業につきまして、右から2列目、最下段に記載のとおり、合計で6億3,982万円へ繰越予定額の変更をお願いするものでございます。提出案件の説明は以上でございます。

なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

松野県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の補正額欄、下から4段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、122億1,310万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で324億6,657万2,000円となっております。補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄の括弧書きに記載のとおりでございます。

次に9ページを御覧ください。補正予算に係る県土整備部の主要事項の説明でございます。

まず道路整備課でございます。道路改築事業費の決定に伴う補正として、2億4,677万5,000円の減額となっております。

次に住宅課でございます。建築物耐震化推進費の決定に伴う補正など、合計で1億727万円の減額となっております。

次に水管理政策課でございます。堰堤改良事業費^{えんてい}の決定に伴う補正として、810万1,000円の増額となっております。

10ページを御覧ください。河川整備課でございます。総合流域防災事業費の決定に伴う補正など、合計で9億7,850万円の減額となっております。

次に砂防・気候防災課でございます。河川等施設災害復旧事業費などにおきまして、今年度は、昨年度に引き続きまして、本県で比較的大きな災害が発生しなかったことなどによりまして、事業費の決定に伴う補正を行いまして、合計で97億8,365万7,000円の減額となっております。

11ページを御覧ください。運輸政策課でございます。港湾施設災害復旧事業費におきましても、今年度、本県で災害が発生しなかったことによる事業費の決定に伴う補正によりまして、11億500万円の減額となっております。

14ページを御覧ください。このページから15ページにかけましては、既に御承認を頂いております事業を実施しております一般会計における継続費の変更についてでございます。

道路整備課の一ノ瀬トンネル新設事業ほか1件につきまして、令和4年度の進捗状況に伴いまして、財源を変更しようとするものでございます。

20ページを御覧ください。このページから21ページまでは、繰越明許費でございます。このうち、20ページは、一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度の繰越予定額を記載してございます。追加分の合計につきましては、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、6,498万3,000円となっております。

21ページを御覧ください。一般会計の変更分といたしまして、既に御承認を頂いている事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を反映いたしました補正後の合計につきましては、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり6,988万2,000円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などによりまして、年度内の完了が見込めなくなりまして、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐々木病院局長

続きまして、病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

説明資料（その3）の23ページを御覧ください。病院事業会計の補正予算でございます

が、ア総括表の補正額欄に記載のとおり、5億5,028万4,000円の増額をお願いするものであり、補正後の予算額は36億780万5,000円となっております。

これは物価高騰などの影響により、中央病院ER棟の整備費が増額となることに加え、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、軽症者等の宿泊療養施設として使用しております旧海部病院に係る維持管理経費が増額となるものでございます。

提出案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

臼杵副教育長

教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

説明資料（その3）の1ページを御覧ください。教育委員会関係における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり、3,339万5,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は36億2,436万9,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。課別の補正予算の内容について御説明申し上げます。

まず教育政策課でございますが、特別支援学校費①の学校管理運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,066万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に施設整備課でございますが、学校建設費①の高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で3,230万円の減額補正をお願いいたしております。

次に体育健康安全課でございますが、保健体育総務費②の保健管理指導費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,175万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、22ページを御覧ください。繰越明許費の変更でございます。

9月定例会で繰越しの御承認を頂きました、施設整備課における高校施設整備事業費におきまして、全体的な執行計画の精査を行い、翌年度繰越予定額の補正後欄にあります29億6,779万1,000円に変更をお願いするものでございます。

以上で、提出案件の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告を申し上げます。卒業式におけるマスクの取扱いについてでございます。

資料3を御覧ください。1、概要でございますが、卒業式の教育的意義に鑑み、文部科学省から2月10日付けで、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本等とする基本的な考え方が示されました。

具体的には、2の（1）、（2）にございますように、児童生徒及び教職員については、合唱時などを除き、式典全体を通じてマスクを外して差し支えないとされ、また、来賓や保護者などに対してはマスクの着用を求めることとされております。

このほか、（4）の基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着

脱を強いることがないようにすることなどが示されております。

これらにつきまして、去る2月13日、オンライン会議を開催し、各県立学校に対し周知いたしますとともに、市町村教育委員会に対しても情報共有を図っております。

報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

谷口警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係の提出案件について、御説明申し上げます。

まず、説明資料（その3）の1ページ、一般会計歳入歳出予算総括表を御覧ください。警察本部の2月補正予算(案)については、下から2段目の補正額の欄に記載のとおり、総額で1,336万4,000円の減額補正をお願いするものであります。補正後の予算総額は、3億6,569万5,000円となっております。

次に13ページを御覧ください。2月補正予算(案)に係る事業の内訳について御説明いたします。資料の上から1段目の警察施設費の警察署整備事業費につきましては、新防災センター（徳島中央警察署）施設整備事業の不用見込額830万円を減額するものであります。

続きまして、資料の上から2段目の警察活動費の交通安全施設整備事業費は、信号機電源付加装置整備事業の不用見込額506万4,000円を減額するものであります。

警察本部関係の提出案件は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

大塚委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

梶原委員

2点お伺いさせていただきたいと思っております。

まず1点目が、災害時の障がいのある方への情報の取得と意思疎通についてお伺いいたします。

災害時は健常者の方であれ、障がい者の方であれ、情報の取得が非常に大事だと思っておりますけれども、特に聴覚、視覚をはじめとした障がいをお持ちの方は、情報の取得が非常に難しい状況に置かれることが多々ございます。特に福祉避難所でありますとか、また災害発生時の地域においても、そうした障がいのある方への配慮をしっかりと進めていく必要があると思っております。

そこで、県におきましては、災害を想定しました障がい者の方々への情報の提供でありますとか、また、意思の疎通支援を現在どういうふうに取り組んでおられるのか、お聞きしたいと思います。

福良保健福祉政策課長

梶原委員より、災害時を想定しました障がいのあるの方々への情報提供、意思疎通支援に

どのように取り組んでいくのかといった御質問でございます。

頂きました御質問につきましては、障がい福祉課所管となっておりますので、当委員会には出席しておりませんので、私が代わってお答えさせていただきます。

県におきましては、平成28年4月に施行されました、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例におきまして、情報アクセス・コミュニケーション支援を基本理念の一つに定めて、その実現に向け、様々な施策に取り組んできたところでございます。

具体的には、平時、災害時を問わず、障がいのある方々の情報取得や意思疎通に大きな役割を担っていただく手話通訳者や要約筆記者、点訳、音訳の奉仕員の養成やスキルアップに向けた研修の実施、また視覚、聴覚、知的障がい者など、それぞれの障がいの特性に応じた避難所における留意点等を記載した災害時障がい者支援ハンドブックの作成、啓発。事件や事故に対応するため、例えば消防につきましては、インターネットやファクシミリでの緊急通報体制の整備、警察につきましては、110番アプリの運用など、災害等の緊急時にも対応できる環境の整備に努めてきたところであります。今後とも障がいのある方々の情報取得や意思疎通に資する取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

分かりました。今御答弁の中で手話通訳、要約筆記者、また点訳、音訳の奉仕員の育成に向けて研修を実施するというお話がございまして、非常に大事な取組と思っております。要約筆記の方、手話通訳の方が年々減っていて、この養成にしても容易に育成ができない、なかなか難しいお仕事ですので、災害はいつ起きるか分からないんですが、この点をしっかりと進めていただきたいと思いますと思っております。

養成を進めても、いざ災害のときに、そうした方々自身も被災される可能性もありますので、実際にこの福祉避難所なり地域の避難所に駆け付けていただけるのかという問題もございまして、事前にこの計画を作るというのはなかなか難しいとは思いますが、それでも、平時からでき得る限り対応をしっかりと考えていただきたいと思いますと思っております。

また、障がい福祉避難所に障がい者用のビブスがございまして、私は聴覚障がい者ですとか、視覚障がい者ですとか書かれたビブスの配備につきましても、恐らく各市町村でそれぞればらつきもあるかと思うんですが、その辺は県のほうがリードしていただいて、配備をしっかりと進めていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点、昨年5月19日に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法というのが国会で成立いたしました。これは災害ニュースなどに字幕とか手話通訳が付かない場合があったり、また、目が不自由な方への音声案内がなかったり、障がい者の方にとっては非常に御不便を感じられている現状がございまして、当事者の声を含めた課題を克服するために、私ども公明党も力を入れて、この新法が成立いたしました。

この新法の成立に伴って、自治体に対し、障がい者の方々が必要な情報を得て円滑に意思疎通ができるように、具体的な施策を定めて実施をするといった責務が新法に明記をさ

れております。

この法整備を踏まえて、障がいのある方々への配慮等々、県として、今後新たな取組を行う考えがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

福良保健福祉政策課長

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立を踏まえて、県としての今後の取組ということで御質問を頂きました。

近年、情報通信技術が急速に進歩しまして、会話や会議における発言の文字化とかA I等による文字の読み上げなど、スマートフォンとかタブレット、パソコンでの対応が可能となってきているところでございます。

こうした状況の中、梶原委員お話の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法におきましては、基本理念の一つとしまして、障がい者による情報の取得利用、意思疎通に関して高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用が位置付けられております。これまで県におきましても、インターネットを通じた情報サービスの利用やICT機器の操作支援を行う生活訓練事業、知事記者会見の動画配信における手話通訳の実施、タブレットを用いた遠隔手話サービスなど、情報通信技術の進展を踏まえた取組も進めてきたところでございます。

今後とも、県としましては、障がいのある方々がICT機器を利活用して情報にアクセスできる環境整備やICTスキルの向上に資する政策について、更なる検討を行いまして、法の趣旨の実現に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

分かりました。先ほど生活訓練事業という御答弁がありました。徳島県立障がい者交流プラザ等、そうした日頃の取組も行っているのは理解をしておりますが、このICTスキルの向上という話が出ましたけれど、現実には視覚、聴覚、知的障がい者の方とか、様々な障がいをお持ちの方にとっては、ICTスキルの向上と言われても、なかなかハードルが高いという部分がございます。現実、障がい者の方々は高齢の方が大変多いので、そうした方々にしっかりとICTスキルをどのように学んでいただけるかと、非常に大変な悩ましい問題だと思うんですけども、この辺をしっかりと行っていただきたいなと思っております。

今回のこの法の制定を踏まえて、具体的な取組を自治体には求められていますので、災害時はもとより平時でも障がい者の方々の情報取得が円滑に進むように、今まで以上にしっかりと力を入れて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

西沢委員

離島振興法が一部改正されるということで、都道府県の責務がかなり入りました。都道府県による離島市町村への支援の努力義務が新設されることになっています。徳島県は人が住んでいる島は2島、出羽島と伊島です。伊島のことは余り私も分かりません。行ったこともないし。

私の町には出羽島があります。段々と人口が減ってきていますけれども、現在六十数名

かな。次の南海トラフ巨大地震が来たらどうなるかですよね。一つは、電気は牟岐町のほうから出羽島のほうにケーブルが行っています。もう一つは水道管も行っています。聞いてみましたら、出羽島までずっと浅瀬になっているんですけども、そこに埋設がしてあるようです。出羽島側は、上がっていく所は岩なんで、岩の上に上がっていく。それから、牟岐町のほうは砂地の砂浜の所を上がっていくというふうになっていて、砂浜から行って、浅くなっている所をちょっと掘って、そこを通して岩に上がっていくというふうになっています。

津波が来たらどうなるか。前回の南海地震の時には、出羽島までの底が見えたという。大体あの辺りは平均的には四、五十メートルの浅瀬になっています。漁師さんに聞いても、浅くなっているということは、多分砂地だということで、津波が来たらやられてしまうでしょう。多少掘っているといっても何十メートルも掘っているわけではないから。砂地だから二、三メートル掘っている程度だと思います。ということは、水道も電気もやられてしまいます。その上に船もひっくり返ったら、エンジンも駄目になるし、連絡船も多分駄目になるでしょう。

東日本大震災のような、南海トラフ巨大地震からすれば非常に範囲が狭いという場合だったら、全国からの応援の船とか、支援の船があるんですけども、下手したら東京から九州まで広い範囲がやられてしまいますので、応援する船とか、簡単に手には入らないと思います。連絡船もない、電気も水道もなくなってしまう。これでは島では住めません。

私がこの前一般質問で言ったんですけども、例えば太陽光発電を島でやるとか、連絡船の予備を構えておくとか。古い船なんかを中山間地域の危なくない所に上げておいて、電動モーターにしておけば、また使えます。非常時ですから、水も止まる、電気は太陽光発電にするとか、人が住んでいる離島の南海トラフ巨大地震に対する備えは、伊島も含め、何か計画はありますか。

鈴江事前復興室長

今、離島の防災対策についての御質問を受けました。

県におきましては、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画、県の地域防災計画、復興指針とかいろいろありますけれども、その中で西沢委員がおっしゃったように、伊島、出羽島に特化したような計画自体は作っておりません。「とくしまー0作戦」地震対策行動計画とか、復興指針の中の一つとして位置付け、どういうことをするかという一般的な対策が書かれているという状況でございます。

西沢委員

先ほど言いましたように、離島振興法が改定されて、その中で県の役割がはっきり明記されました。離島に対しての防災につきましては、今まではそういう目で見えていなかった。でも、東日本大震災のやられた所も見てみたら、やっぱり離島はかなりやられています。水道関係も。もう離島に住めないからということで、やられている所はもうほとんど人が陸側に来ているといえます。

結局、事前復興みたいなことを考えるのであれば、やはり太陽光発電を島に設置するな

り、連絡船を置くことも考えたりすれば、何とか方法論もあるなど。また離島で住める方法もあるなど。そういう離島に対する防災計画、事前防災も含めて、ちゃんと計画を練ってほしい。

特に牟岐町はお金がないんですよ。大きな事業が構えていて、今ほかの事業が全部そっちに向けてお金が移っていて、ほとんどの事業ができなくなっているような状態なんです。それを待っているわけにはいかないの、やっぱり県が、この離島振興法でも、都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設と今回書いているんです、努力義務ですけどもね。だからこの際、そういう厳しい市町村に対しては、特に牟岐町なんかは厳し過ぎるので、応援体制をとってほしい。それでそういう防災計画をちゃんと決めて、事前復興できるような体制をとってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

鈴江事前復興室長

離島の防災対策ということで、計画への位置付けということですが、本県の「とくしまー0作戦」地震対策行動計画も次年度新しく改定の時期にも来ておりますし、先日、徳島県復興指針の推進委員会を開催した中で、復興指針も作ってから年月がたっておりますので、近いうちに、改正しないとイケないなというような御意見も委員から頂いております。その中で、今回あった離島振興法の趣旨を踏まえて計画に盛り込めるものを盛り込んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

西沢委員

いつまでたってもできないではなくて、今までほとんど考えがゼロだったんです。積極的に、早急にやってほしいと思っております。

それから、その漁船なんですけれども、一般質問でも言いましたけれども、津波が来たら多分ひっくり返る物が多い。そしたら、まずエンジンが駄目、それから積んでいるソナーとか電子機器、ボディがひょっとしたら生き残るかも分からんけれども、ボディだけで船は動かせないと、ほとんどの船がそうなる。それでは漁船はほとんど全滅の可能性も十分あるわけで、漁業そのものが終わっちゃう。それから新たに漁船を買いましようかとか、エンジンを買いましようかとかいっても、高齢化して、段々漁船も要らなくなって、安く売ってしまうような状態の中で、漁船がないから購入しようかというのなかなか厳しいんじゃないかな。それも広域災害ですから、そんなに簡単に手に入らない。

だから、今のうちに事前防災でどこまでできるのか。南海トラフ巨大地震が来たら、円が暴落する可能性が十分にある。外国からの燃料も手に入らない。船がひっくり返らずにいたところで、燃料はどうするのかという話もあります。だから、高台に避難している保管状態になった漁船とか連絡船なんかは、エンジンではなくて電気で動くような、そういう対策も必要なのかなと思っております。

今来たらどうなりますか。生きてる物も全く動かさせませんという状態になる。そうなることの公算が高い。だから、漁船とか連絡船の保管事業、高台に保管しておく。それでそういうのを現実に使える体制にしておく。電動モーターにするとか、そういうことをちゃんと計画立てて、例えばそうなったときにはもう辞める人もいる、まだ続ける人もいる、続ける人に対してどのぐらいの数があるのかと。全部の数は分からなくても、この地区

にはこのぐらいの数は最低いっておかないといけないという計画を立てたり、そのためにどうするかという漁業に対する事前計画、制御装置とか、漁業関係の建物施設そのものが残念ながら全滅となるだろうから、そこまではなかなかできないけれど、最低限、漁船とか漁網とか連絡船とかはどうにか保管しておく、動かせるような体制にしておくということが必要なんじゃないかなと。それが事前防災と思うんですけども、いかがですか。

七條農林水産政策課長

ただいま、漁業に使用いたします漁船の高台への移転計画について御質問いただいたところでございます。

県では、南海トラフ巨大地震などを想定いたしまして、発災後、早期に漁業等営みが再開できるような準備ということで、平成28年に復興に向けました事前準備を明らかとします県版の漁業版BCPを策定させていただいたところでございます。この内容につきましては、例えば廃棄ですとか売却予定のある漁船、漁具をあらかじめ高所高台へ保管いたしまして、発災後、漁業の早期再開につなげる有用な取組であるという認識の下、発災後の漁船、漁具を確保するための事前準備として高台保管の促進をBCP計画に盛り込ませていただいたところでございます。

現在、関係の漁協、それから漁家の皆様方に対しまして、こういった必要性の啓発を継続しているところでございますが、漁業者の皆様が所有いたします大切な財産でもあることから、この高台への保管につきましては、関係いたします漁業者の皆様方の御理解と共感を得る必要がございます。県といたしましては、発災後、漁業の早期の再開に向けました一つの重要な取組を、引き続き関係の漁協のBCP改定時などの機会を捉えまして、漁船、漁具の高台移転、高台の保管につきまして関係の皆様方に御提案をしてみたい、このように考えております。

西沢委員

今まで私が言ったこと、そこそこはやっていただいているということですが、今、漁船が段々減ってきているんですよ。ものすごい数が減ってきています。高齢化していったって、もうできないというときには、もう漁船は要らないんですよ。使える漁船でも要らないです。そうすると格安でも売り払っているんです。本当に格安で。

だから、そういう漁船を買って、保管していくということは十分現実的なんです。七條農林水産政策課長が話していただきましたけれども、現実的にそういうことをやっている所、やった所はありますか、ほかの自治体で。

七條農林水産政策課長

漁業の漁村の現場におきまして、例えば漁網等漁具については、比較的海から離れた所に保管するような倉庫等が整備されているような事例もございまして、漁具等については現実見受けられるところでございますが、漁船につきましては、サイズも大きく、仮に保管したとしましても、すぐに漁業に用いられるように常日頃から維持管理する費用等も掛かることが想定されることから、現実、現場においてそういった事例は進んでいないものと思っております。

西沢委員

当然、どうやったらいいか、簡単に保管することを考えないかと思うのですが、お金が要ることもありますよね。これは国にちゃんと提言して、その中でお金も引っ張り出してくる、県もお願いをする。漁業組合、漁業者そのものにそれをしろというのは、漁業の状況を見たら無理なんです。ところがそうなったら漁業そのものが全滅ですから、これはただごとではない状況になります。私の言う食料計画の中の一つの食料危機の中で、漁業、魚が捕れなくなる。陸地からさおで釣るしかできなくなる。だから、これは大事なんです、考えてみたら。だから、ちゃんと計画を立てて、国にもお願いをして、やれることをやっていかないかと思えます。

次の漁業BCPの計画の変更はいつになるんですか。5年ごととか決まっているんですか。変更の時にという話がありますけれども、いつ頃変更するんですか。

七條農林水産政策課長

漁業版BCPの改定時期についての御質問でございます。

農林水産部が所管しております漁業版BCP、あるいは農業版それぞれの事業再開に向けた計画でございますけれども、いずれも改定の時期というのは明記しておりませんで、例えばですけれども、大規模災害の被害想定に大きな変更が生じたときでありますとか、県の防災計画の改定が行われた折に、BCPに反映すべき事項があるようなときに随時変更してまいりたいと考えております。

西沢委員

これは大きくBCPに絡んでいるのじゃないですかね、漁業版BCP。漁業そのものがなくなりますよ。そんな大きなことに対して待ってられないじゃないですか。次のBCPのときじゃなくて、考えられることで大変なことは即座に検討して、現実的にしていけないといけないと思うんですけれども。私も今日で防災・感染症対策特別委員会も全てが終わりますので、ちょっときついことを言うけれども、やっぱりやるべきことはやってください。やらなければ大変なことになることに対しては、即座に行動に移してほしいと思います。これもその一つです。よろしくお願いします。

次にエレベーターからの脱出の件です。徳島県では3,300基のエレベーターがあって、2,200基が旧式だと。大きな地震が起こったときには、エレベーターが新しい物でも途中で止まるかもわかりません。でも、一応はいけるだろうと。古いやつは止まる可能性は十分にあります。それが3分の2、2,200基あるんです。時間帯によったら、かなりの所が止まっちゃうんですね。今の状態で止まったらどうなりますか。今、止まったときの対策はどうなっていますか。国とか、県の対策はどういうふうになるとなっていますか。

早澤建築指導室長

現在の国等の取組状況についての御質問ですが、国の方針としましては、まず、閉じ込められたことを前提としまして、防災用品が入っている防災キャビネットの設置、あるいは地震が起こったときに初期微動を感知し、自動的に最寄りの階に着床する地震時管制運

転装置の設置、あるいは保守業者やエレベーター業者の方が、建物の所有者等に対し防災訓練の実施などを進めております。

西沢委員

エレベーターの中にキャビネットがありますね、備品みたいなものを入れているやつありますね、名前は知らんけれど。あれは何が入ってるんですか。

早澤建築指導室長

水、食料、簡易トイレなどが装備されております。

西沢委員

簡易トイレが付いていても、男性と女性が中にいるときに、簡易トイレを使えますか。女性が使うと思いますか。

早澤建築指導室長

中で一人の場合は使用は可能かとは思われますけれども、複数の男女がエレベーターの中にいる場合は、多少恥ずかしい思いもありまして、使用しづらいとは思いますが、そこは協力しながら、隠すなりして対応はしていただけたらと考えております。

西沢委員

なかなか厳しいですね。特に女性は、なかなか難しいです。我慢して体が悪くなって、倒れてしまいますよ。そうなることが多いみたいです。だから、そういうことじゃなくて、安全にこれをどうにかしようと。

今まで言ってきたのは、地震が起こってそれで止まっちゃったと、今はそれを動かす人はなかなかいませんよね。地域、地域で、例えば電気をやっている工事士とか、機械の免許を持っている人とかだったら、ちょっと知識を与えてやったら、できないことはないと思います。でもそういうときに、自分も責任があって、まさかのときは誰が責任を取るかとか、なかなかそういうことまで決めていないでしょう。

ずっと私も考えていたんですけれども、決めるんだったら、ちゃんとできる体制をとらないかと思っています。止まったときには、徳島市内の支店に何人の技術者がいるかも分からんけれども、そんな程度では駄目なので、被災地域以外の所から衛星電話を利用して、現地でエレベーターが止まっている所に衛星電話でメーカーの技術者の指導を仰ぎながらするというのが一番やれる方法なのかな。全国的なことだから、人数的には応援の人数も指導してくれる人もいます。

それこそ、メーカーさんらと話し合ってみてくださいという話は今までしてきました。1回か2回、場を持ったらしいですけども、これはどういうふうになりましたか。

早澤建築指導室長

これまでに、3回意見交換会等を開催し、メンバーとしましては、メーカー、保守点検

業者、自治体、消防機関等に参加していただきまして、現状の把握、課題、今後の対応についてお話をしてきました。その中で、メーカーから、救出体制については、やはり徳島市内の支店が多いということで、確かにそのとおりでございまして、大体人数が6名から10名程度配置されているということもお聞きしております。

確かに地震が起こりますと道路が寸断されて、県南の町が孤立化するというのも、メーカーもものすごくよく御存じでした。そういうときの対応としまして、車ではなかなか行きづらいということもあり、バイクを利用する、自転車を利用するという話はもう出てきております。

また、四国、あるいは中四国などの、各メーカーが広域連携をとる体制を構築しているということはお聞きしております。

西沢委員

地震規模も大きいことを想定しているのだから、四国管内もかなり止まっちゃいます、ほかの県もね。例えば、鳥取県との危機事象発生時相互応援協定がありますよね。鳥取県と徳島県が協定を結んで、そのメーカーさんに応援してもらおうとか、地域指定で技術者さんに応援体制を取ってもらう。そういうことは十分可能じゃないですか。本当は全国でどういうふうに応援体制をとるのかということもあるんですけども、まだ国がここまで踏み込んでいないということなので、まず、鳥取県との応援協定を利用することは可能ですよね。そうすると、どこまで視野に入れ、ここだけでいいのかどうか分かりませんが、応援に行ってくれる人数は、多少は増えてきますよね。

あと、衛星電話はどうするのかと、各消防署に1個ぐらいは置いておいてもいいのじゃないですか。最近、アメリカのメーカーが、地球全体に4万2,000個衛星を打ち上げて、静止衛星の60分の1ぐらいの高さなんですけど、そういう物を配置すると。去年度は、関東地区でやったんです。今年は関西地区で使えるようにするという計画がありました。あれを使うとかなり高さが低いんで、今までの衛星電話よりもっともっと利用可能なこともあります。そういうのを利用してやってほしいなと思うんですよね。だから、できることを全力で駆使して。まず、止まってからの話をしておきました。

私が今日言うのは、それ以外の止まるまでの話です。緊急地震速報があつて、各エレベーターに確実にその緊急地震速報が入るのであれば、その中にいる人が各階全部押したら、すぐに最寄りの階に止まりますよね。そういう体制を作るのが一番早いですよね。緊急地震速報があつて、本震が起こるまでに南海トラフ巨大地震だったら二十数秒かかります。5秒、10秒あつたらそういう形ができますので、そういう体制がとれるようなことを考えていかないかと思えます。まず、今現状を知りたいんですけども、エレベーターにいる人が携帯電話を持っていなくても、確実に緊急地震速報は聞けるものですか。

早澤建築指導室長

エレベーター内でスマホを持たない人が緊急地震速報を知る方法はあるのかという御質問ですが、この度メーカーにお聞きしたところ、エレベーターには一般的に緊急地震速報の受信機能はございません。最近では地震速報を受信可能な機種が開発されているとは聞いています。古いエレベーターにつきましては、新たな専用受信機等のスピーカーを設置

しまして、放送設備に連結すれば地震速報を聞くことが可能となります。このように通信設備を整備すれば、スマホを持っていない方も緊急地震速報を聞くことができ、行先のボタンを押せば、自力で最寄りの階に脱出は可能と聞いています。

西沢委員

緊急地震速報を受信するような小さいラジオみたいなものはないんですかね。そんなのがあればエレベーターに付けといたらいいので、簡単ですよ。そうでなかったら、今の状況であればかなり時間、お金が掛かるでしょうから。新しいエレベーターにはこういう物が付いている物ができてきたという話ですけども、さっきも言いましたように、3分の2、2,200基ぐらいが古いんですよ。それは全く付いていませんよね。新しいエレベーターでも付いていない物もある。だから、簡単に付ける装置を作ってもらって、それを各エレベーターに設置していくというのが一番手っ取り早い、安上がりじゃないですか。そういうのを国にお願いして、なかったら作ってもらって、それを付けると。そういうことが一番効果があるんじゃないかなと思うんですよ。もし、そういう装置がないのであれば、あったらそれを付けたらいいんです。そんな装置はないんですか。

早澤建築指導室長

これもメーカーにお聞きしましたところ、専用受信機をエレベーター内に設置し、それをつなぐ館内放送設備があれば、エレベーターの中で直接緊急地震速報を聞くことは可能と聞いています。

西沢委員

緊急地震速報というのは電波で来るんですから、電波を受信して、その場でラジオみたいなことでやれば簡単じゃないのかなと思います。あとは、電源を電池にするのかコンセントにするのかだけの違いだと思うんですけども、そんなに大層なものなのかなと思います。そういうのはあると思いますけれども、なかったら簡単に作ってくれるんじゃないですか。電波を受信して放送すればいいだけの話です。そして、これを作るのであれば、ついでに全部の階を押しててくださいとか、すぐ避難してくださいというアナウンスをそれでやると最高ですけどもね。

そういうことをできたらかなり助かります。もう助けに行くことがないぐらい助かります。これを事前に、緊急地震速報をちゃんと使わなかったら大変ですよ。亡くなる人がいっぱい出てきます。助けに行けない。古い物だけで、徳島県内に2,200基もある。どうしますか。真剣に取り組んで、国がやらなくても徳島県がやろうというぐらいの気概でやってほしいと思うんですけども。私は今回で終わりなんで、ちゃんとした返事を聞かせてください。

早澤建築指導室長

国への提言も含めての御質問ですが、これまでに私どもは国土交通省、財団法人日本エレベーター協会、あるいは一般財団法人日本建築設備・昇降機センター等に訪問しまして、各メーカーの取組や課題について情報共有してきたところです。また、メーカーや消

防機関等と共に、意見交換会を3回ほど開かせていただいております。今年の1月には、津波により集落が孤立するおそれの高い海部郡3町と共に、地域性を考慮した対策について第3回意見交換会を開催させていただきました。この中で救出はやはり専門性が高いため、メーカーや保守業務による救助を基本とした上で、防災用品が入った防災キャビネットが現実的な対応ではないか、あるいは消防機関に加えまして、自治体職員を対象とした救出訓練をしたらどうかというような御意見もあったところでございます。

今後とも、継続的に意見交換会を開催するとともに、建物所有者に対しまして、メーカー、関係団体等と連携して、地震時管制運転装置、防災キャビネットの設置などを進めてまいりたいと考えております。また、地震時、緊急地震速報受信装置の設置など、新たな対策について西沢委員御提案のとおり、今後研究をしてまいりたいと考えております。

西沢委員

緊急地震速報をちゃんとできるかどうかの話をしているのだったら、この防災キャビネットの設置を先にやったほうが、ずっと何百倍どころじゃないぐらい効果があります。何千倍の効果があります。それだけのキャビネットを中に設置するんであれば。私はそう思います。

だから、まず緊急地震速報がちゃんとエレベーター内で聞けて、そのときには早く各ボタンを押してください、そしてすぐ逃げてくださいということをエレベーター内に明記するとか。それから、緊急地震速報のときに、このアナウンスと一緒に加えられたらもっといいですけども、そこまで要るかどうかは別にして、緊急地震速報が確実にエレベーター内に、古いやつも含めて全部中で聞こえるように、これを全力でやってほしい。そうしたら直下型地震以外はほとんどの人が助かります。

南海トラフ巨大地震だったら多分時間がありますから。直下型地震の場合は範囲が狭いですから、応援部隊はいろいろありますし。だからそこまでは無理だと思いますけれども、遠距離の地震のときには、緊急地震速報が非常に物を言いますから、是非これを徳島県初でやってください。全国を見る必要はないです。国が動かなくても徳島県が動いてください。それで補助もして、その中でやってください。これは、私が最後やから、是非よろしく頼んでおきます。お願いします。

松野県土整備部長

今、西沢委員から、エレベーターにおける閉じ込め対策について御提案をたくさん頂いております。

今、委員がおっしゃったとおり、例えばスマホの電波が通じる場合は、スマホをお持ちの方が緊急地震速報を捉えられるんですけども、そういう方ばかりでもないということの御提案でございまして、エレベーターにつきましては、地震時の管制運転装置というのが、一番確実ではあるんですけども、それもまだ古い物については付いていないと、しかもこれについては、制御盤を改修するときでかなり高額になるということもございまして、いろいろ建物の所有者が悩んでいるような実態があります。今、緊急地震速報の受信機とそれからスピーカーを併せて設置すると、これについても開発が進んでいて、メーカーの提案もあるという情報を得ておりますので、複数の対策を講じていくということ

が、地震時の安全確保につながるとお思いますので、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

西沢委員

是非エレベーターに付けるように、そのぐらいの気持ちでやってほしいなと思います。ちゃんとした効果がある中で、格安でできて簡単に設置できるというものがあれば一番いいんですけどもね。メーカーもそんな物を作ってほしいなと思います。これは十分頼んでおきます。

あと、私はフェリーを利用した多目的な救助船のことを言いました。フェリーの中にはコンテナの中に医療器具とか装置を入れて、それを車で積み込んで、病院機能を持たせるということをやってくださいと、27年ぐらい前に言いました。阪神大震災直後です。それはいいということで、半年後に自衛隊がDMATを利用してその訓練をやりました。でもそれ以降、一つも何も聞こえてきません。

そういう地震、津波があったときには、多分フェリーはほとんどが動きません。そういうフェリーを利用して、各地域に配置していくと。特に耐震強化岸壁があって、広い港がある所だったら、航路だけ退けておいて、そこに岸壁を付けてという話ができますので、そういう計画をしてほしいな。

それから、いろいろな所で病院機能がやられたり、陸上では動きが取れなかったとしても、安全にきれいな所で全てのいろいろなことができる。病院機能だけじゃなくて、避難場所にもなるし、それから災害対策本部もできるし、無線もあります。水もあるし、食料もあるし、寝る所もあるし、毛布もあるしということで、全てがそこでできる。もう構えてありますから、そういうようなものをちゃんと利用するというのが足りないのじゃないですかと思ったわけです。

もう時間がないので終わりますんで、これもよろしく頼んでおきます。全国でほかはしなくても、本当に徳島県初でやってくださいよ、徳島県はすばらしい防災県だなと。お願いします。終わります。

大塚委員長

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の3、ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

臼杵副教育長

請願第1号の3、ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について、現状を説明させていただきます。

まず、①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現することにつきましては、県立学校は、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の

広域避難場所としての役割を果たすことから、校舎や体育館などの耐震化を最優先課題と位置付け進めてまいりました結果、平成30年度末で県立学校施設の耐震化率は100パーセントとなっております。

なお、公立小中学校についても、耐震化が未完了となっていた2棟について、本年2月に工事が完了し、耐震化率が100パーセントとなったところです。また、倉庫などの小規模な建物についても、耐震診断の努力義務があることから、県立学校については、令和2年度に策定した県立学校小規模建物整備方針に基づき、計画的に耐震化を進めてまいります。市町村に対しても、計画的な耐震化が図られるよう、助言に努めてまいります。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、県教育委員会では、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針として、学校防災管理マニュアルを作成するとともに、各学校においては、学校防災計画を策定し、地震・津波からの避難経路や避難場所を全ての学校において設定しております。

避難場所については、一次避難場所、二次避難場所を設定し、実践的な訓練を繰り返して、学校防災計画の見直しや改善を重ねております。

今後とも、南海トラフ巨大地震などに備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。請願の内容に関する現状は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

大塚委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」という者あり）

（「一部採択」という者あり）

東条委員

今回、議員の任期ということもあります。我が会派、新しい県政を創る会では、持ち越しはできるだけ避けたいと考えておりまして、先ほど説明があったように①は既にできているということでございますので、不採択。

②に関しましては、先般、防災に関する子供たちの全国アンケートでは、徳島県がワースト1でございました。そこで、子供たちの安全な避難場所の確保というのは、早急に整備していただきたいということで、これを採択していただきたいと提案させていただきます。

大塚委員長

それでは意見が分かれましたので、項目を分けて採決いたします。

まず、請願第1号の3のうち、①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現することについて、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号の3のうち、②巨大地震による津波に対して子供たちの安全な避難場所の確保をすることについて、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第1号の3①

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第1号の3②

大塚委員長

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、この1年間、南海地震対策をはじめとする防災対策について、そして、アフターコロナに向け、新たな局面を迎えております新型コロナウイルス感染症対策につきましても終始熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことに厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに委員の皆様の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、谷本政策監補兼危機管理環境部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂きましたことに深く感謝の意を表する次第でございます。

審議の過程で表明されました委員の意見や要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても深く感謝を申し上げます。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍されますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

谷本政策監補兼危機管理環境部長

理事者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

大塚委員長様、岩丸副委員長様をはじめ、委員の皆様方には、この1年間各般にわたり、御指導、御鞭撻を賜り誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言、また御指導をしっかりと受け止め、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症、また、切迫する南海トラフ巨大地震や自然災害など、あらゆる危機事象に対する防災・感染症対策に、庁内一丸となって全力で取り組んでまいる所存でございます。

今後とも、御支援、御指導を賜りますようよろしく願いいたします。最後となります

が、委員の皆様方の今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

大塚委員長

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。（11時53分）